

改正法を踏まえた行動計画

1. 株式会社 地域情報新聞しものせき 行動計画

- ① 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

(イ)

(ウ) 1. 計画期間 R7 年 10月 1日～ R12 年 9月 30日までの 5年間

(エ) 2. 内容

目標 将来的に「育児休業取得率100%」及び「一か月以上の育休取得」を目指し、

計画期間内に、男性の育児休業取得率を60%以上とする。

<対策>

- R7年10月～ トップによる仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージの発信
- R7年10月～ 定期的な労働者の意識調査(職場風に関するもの)の実施と改善策の実行を開始
- R7年10月～ 育児休業取得者の業務代替者の確保、業務代替者への手当(賃金の増額)等の検討・実施